

八幡市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年1月30日

八幡市監査委員 大 高 友 紀

八幡市監査委員 清 水 章 好

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を、八幡市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

こども未来部 [市民図書館、文化財課、学校教育課
子育て支援センター、子育て支援課、教育支援センター、
南ヶ丘児童センター、南ヶ丘教育集会所、こども未来課]

第3 監査の着眼点

令和5年度執行分の市の事務の執行及び財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

第4 監査の主な実施内容

監査対象課等から提出された監査資料及び抽出した項目を対象に関係資料の提出を求めて書類審査を行い、小学校1校の現地調査を行った。

また、関係職員に、事務事業の概要及びその執行状況等の説明を求め、さらに質問を加えて監査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

事前に監査委員事務局の事務室等において書類審査を実施するとともに、令和6年7月11日及び同年7月18日に監査委員室において監査委員監査を実施した。

また、監査委員監査を実施する前に小学校1校の現地調査を同年7月5日に行った。

第6 監査の結果

事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。今後とも引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

また、監査執行の過程において、口頭により指導を行った軽微な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

なお、一部の事務について、次に示すように改善、検討を要する事項が見受けられたので意見を述べる。

【意見・要望事項】

[市民図書館]

特に意見・要望する事項はなかった。

[文化財課]

補助金事務について、補助金の交付申請時と事業終了報告時の印鑑が違っており、補助金請求書の概算払い時と精算払い時の請求書の印鑑も違っていた。

提出された書類の確認を十分に行うとともに、不備がある場合は指導するなど、適正な事務処理をされたい。

また、事務処理の過程で不備に気がつくようなチェック体制を整えられたい。

[学校教育課]

① 補助金事務について、補助金の交付申請時と事業終了報告時の印鑑が違っていた。

提出された書類の確認を十分に行うとともに、不備がある場合は指導するなど、適正な事務処理をされたい。

また、事務処理の過程で不備に気がつくようなチェック体制を整えられたい。

② 学校のガラスの修繕を分割発注していることを令和5年7月に指摘し、契約検査課からも分割発注をしない旨の指導がなされている

にもかかわらず、分割により、一社随意契約を行っているものが多数見受けられた。一括して入札を行うなど、経済性或公平性が損なわれない調達を実施されたい。

現地調査を行った令和6年7月中も継続して分割発注が行われおり、各学校への指導を徹底されたい。

また、一部強化ガラスに交換している箇所もあったが、少しずつでもガラスの修繕費を減らすことができるよう、抜本的な解決策を検討されたい。

[子育て支援センター]

特に意見・要望する事項はなかった。

[子育て支援課]

補助金の事業終了報告書の関係証拠書類に一部不備があった。

提出された書類の確認を十分に行うとともに、不備がある場合は指導するなど、適正な事務処理をされたい。

また、事務処理の過程で不備に気がつくようなチェック体制を整えられたい。

[教育支援センター]

特に意見・要望する事項はなかった。

[南ヶ丘児童センター]

特に意見・要望する事項はなかった。

[南ヶ丘教育集会所]

令和5年度から家庭学習支援として「地域による寺子屋事業」を市内2小学校で試行的に実施されている。「やわた放課後学習クラブ」においても学習指導を行っており、いろいろな角度から事業を展開されているが、効果についても十分に検証を行っていただきたい。

[こども未来課]

① 小学校との意思疎通ができていないことにより、ブランコの撤去と新設が別々に施工されていた。

また、撤去の際、数年間使用禁止の状態で放置していたにも関わらず、緊急により1社随意契約としていた。

現場との十分な調整を行い、安全面を考慮しながら計画的に管理されたい。

② 補助金の一部を特別会計に積み立てているものがあつたが、事業終了報告書には特別会計の会計報告が明記されていなかった。

特別会計についても公金が投入されている以上、収支についても確認が必要であり適切な事務処理をされたい。